

報告徴収対応要領

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という）に基づき、令和7年3月末時点で特別国際種事業者の登録を有する者に対し取引記録等の報告を命じます。当該報告徴収は、特別国際種事業者の「義務」であり当該報告をせず、もしくは虚偽の報告をする者には、登録の取り消し、罰金等に処する（※）ことがあります。本資料に基づき、必ず報告してください。

なお、当該事業は経済産業省より、株式会社ホームスタッフに委託のうえ実施しています。当該社から送付する資料については、経済産業省が送付するものと同等の位置づけであることを十分ご理解の上、対応してください。

（※）期限までに報告徴収に応じない場合（書類の提出がない場合）は、法第33条の12の規定による遵守措置命令又は法第33条の13の規定による業務停止命令若しくは登録取消しを行う場合があります。また、法第63条第7号において30万円以下の罰金に処することとされています。

1. 提出書類等

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（対象期間のみ提出してください。）

提出書類：＜取引があった場合（◎）＞

- ①【資料1】【商品分類】及び「記載台帳総括表」
- ②【資料2】記載台帳（様式第5）の写し
- ③【資料3】特別国際種事業者 取引先一覧表

＜取引がない場合（△）＞

- ①【資料1】【商品分類】及び「記載台帳総括表」

※令和7年4月1日より事業開始した方にも送付しています。当該者については「取引なし」で報告してください。なお、取引確認書につきましては必ずご確認ください。

＜盗難・紛失があった場合（×）＞

- ①【資料4】盗難・紛失があった場合のみ「盗難・紛失報告書」

2. 記載方法

- ① 記載の方法は、記載例を参考にしてください。
下記【経済産業省製造産業局生活製品課ウェブページ】においても記載の方法を公表しております。
- ② 紛失、盗難があった場合、記載例を参考に、記載台帳（様式第5）に記載してください。併せて、「盗難・紛失報告書」も提出してください。
- ③ 対象期間に取引がない場合は「【記載台帳総括表】」の「取引なし」に○をしてください。
在庫がない場合は「在庫なし」にも○をしてください。
取引がなく、在庫もない場合は、他の書類の記載・提出は不要です。取引がないものの、在庫がある場合は、総括表に令和7年3月31日時点での在庫量を記載し、提出してください。
- ④ 一つの登録番号に複数の施設を登録している場合は、登録番号を持っている特別国際種事業者において、施設ごとに作成された記載台帳を束ねて提出してください。
- ⑤ 複数の登録番号をお持ちの場合は、それぞれの登録番号ごとに記載台帳を提出してください。
- ⑥ 提出方法：下記【経済産業省製造産業局生活製品課ウェブページ】から該当するファイルをダウンロードしてデータを入力の上、メールで exl（エル）-houkoku22@meti.go.jp まで提出ください。
- ⑦ メールの提出が難しい場合には、同封の様式に必要事項を記載の上、返信用封筒に封入し、必ず切手を貼付の上御提出ください。



3. 提出期限

令和7年11月18日（火）必着（厳守）

4. 同封書類一覧

（◎＝取引があった事業者、△＝取引のない業者、×＝盗難・紛失のあった事業者の提出書類を示しています）

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の14第1項の規定に基づく報告徴収について
- ・報告徴収対応要領【本紙】
- ・【資料1】記載台帳総括表【表】・商品分類【裏】（◎、△）
- ・【資料2】記載台帳（様式第5）（◎）
※製品ごとに台帳を記載し、行が足りない場合は、適宜コピーし使用してください。
- ・【資料3】特別国際種事業者取引先一覧表（様式第5別紙1）（◎）
- ・【資料4】盗難・紛失報告書（様式第5別紙3）（×（取引のあった場合には◎の資料も提出、取引のない場合には、△の資料も併せて提出してください。））
- ・記載台帳（様式第5）の記載例【表】・ポスター【裏】
- ・返信用封筒
- ・【資料5】象牙製品等の取引確認書

※今年度より新たに追加しています。東京都内ではすでに実施しておりましたが外国人への販売を行う際に記載いただく様式です。取扱方法の詳細は【別紙：経済産業省様式】をご確認ください。

5. 問合せ先

【本報告徴収に関する提出先・返還先・問合せ先】

〒790-0807

愛媛県松山市平和通5丁目2番地10

株式会社ホームスタッフサービス内「特別国際種事業報告事務局」

電話番号：089-907-7753

メールアドレス：ex1（エル）-houkoku22@meti.go.jp

※返信が必要となる場合は、別メールアドレスから連絡します。

電話受付時間：令和7年10月15日～令和8年1月31日 午前9時～午後5時まで

（土日祝及び令和7年12月27日～令和8年1月4日を除く）

（注）特別国際種事業の制度等に関するお問い合わせは、経済産業省までご連絡ください。

経済産業省製造産業局生活製品課（TEL：03-3501-1511 内線：3861）

6. その他（留意事項）

本報告徴収と、特別国際種事業の「登録更新手続き」や「変更届（住所や代表者の変更手続き）」は全く異なるものです。5年に1度の特別国際種事業者の「登録更新手続き」や象牙を扱う施設の住所、代表者の氏名等が変更した場合の「変更届」は、「（一財）自然環境研究センター」に提出してください。

特に更新手続きについては、期限を超過すると自動的に登録が取り消しとなりますので、ご注意ください。

なお、（一財）自然環境研究センターは報告徴収関係の業務は行っておりません。問い合わせ等は回答できかねます。